

議案第49号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例

(さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部改正)

第1条 さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成13年さいたま市条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律</u>（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者又は同法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業における証明を受けている者</p> <p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者</p> <p>(6) <u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている者</p> <p>2 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

<p>(使用料等の減免)</p> <p>第3条 障害者、<u>その介護者</u>その他市長が特に必要と認めた者が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第3条 障害者<u>又はその介護者</u>が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減額し、又は免除することができる。</p>
--	--

(さいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例)

第2条 さいたま市浦和ふれあい館条例（平成13年さいたま市条例第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者 <u>さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例</u>（平成13年条例第173号）第2条第1項に規定する障害者をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者 <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号</u>に規定する障害者をいう。</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。